

意見書案第13号

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年9月17日提出

提出者  
向日市議会議員 杉谷伸夫  
賛成者  
向日市議会議員 飛鳥井佳子

## 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める 意見書

7月1日、政府は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行なった。そして現在、自衛隊法など関連する多数の法整備の準備を進めている。

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」とされる。政府はこれまで一貫して、集団的自衛権の行使は、憲法第9条のもとで許される自衛権の範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの立場を堅持してきたのである。

このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改変を、国民の中で十分に議論することすらなく、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは、立憲主義に根本から違反している。

本閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

向日市議会は本年3月24日、国に対して「集団的自衛権行使の安易な容認を行わないことを求める意見書」を提出したところであるが、こうした問題指摘が置き去りにされたまま、あまりにも大急ぎで閣議決定がなされたことは極めて遺憾である。

この閣議決定に対し、8月実施の共同通信の世論調査では、「反対」が6割を超え、特に20-30代の若者の反対は7割近くにのぼっている。この閣議決定によって「平和が脅かされるのではないか」との不安が国民の中で高まっている。

また日本弁護士連合会や、全国に51ある各地の弁護士会の大半、そして憲法学者160人（8月5日現在）が、この閣議決定は憲法違反であるとして抗議し、撤回を求める声明を出している。

よって向日市議会は、こうした国民の不安の声、憲法に反するとの専門家の指摘を真摯に受け止め、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回するよう、国に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月17日

京都府向日市議会